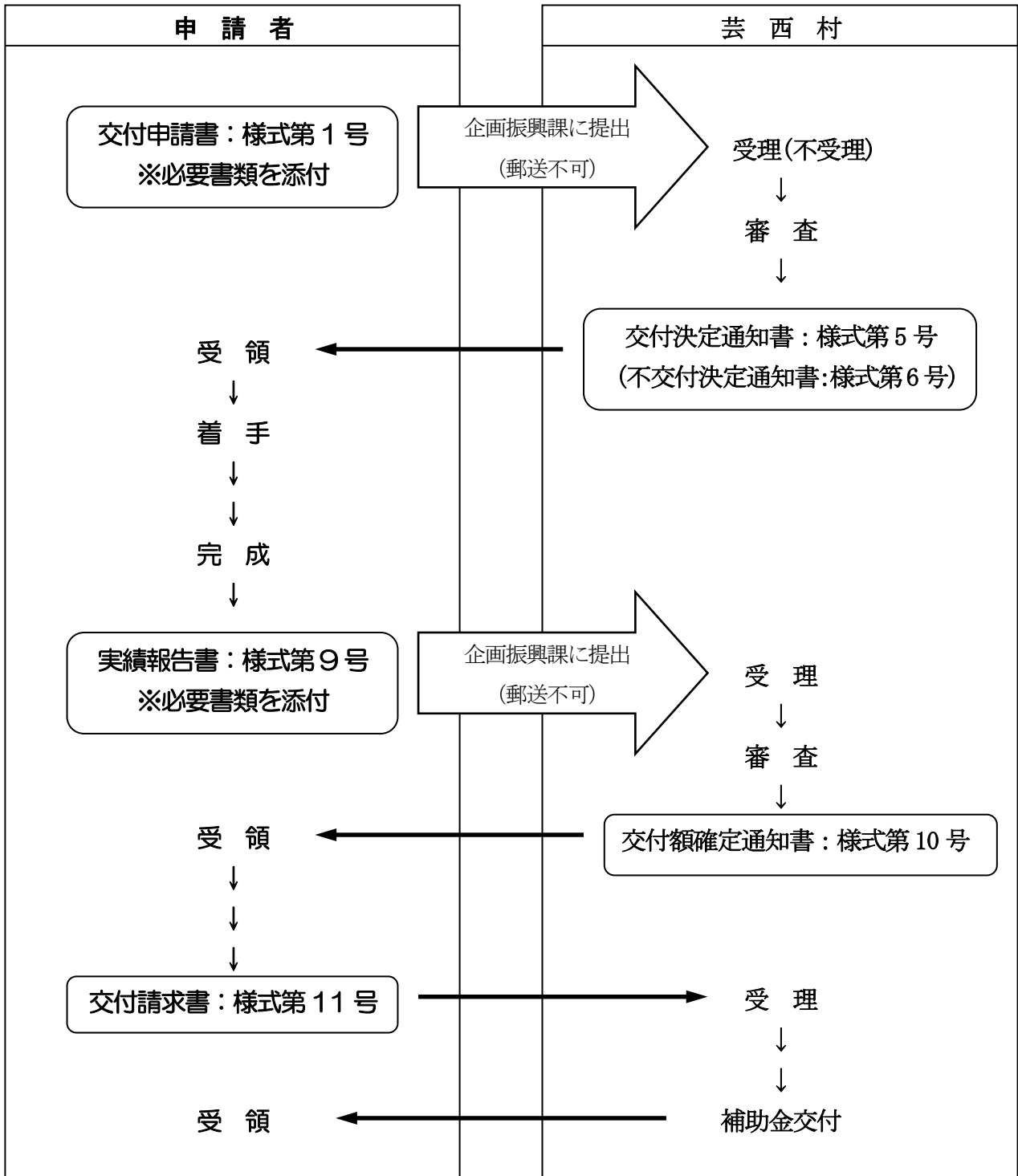


芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金

《交付手続きの流れ》



《備考》計画の内容を変更、または中止しようとする場合には、あらかじめ変更等承認申請書（様式第7号）を提出してください。

【補助金の申請】

補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) 経費の内容が明記されている工事請負契約書、または売買契約書の写し
システム付住宅については、引渡し日が記載されている売買契約書の写し及びシステム設置に係る経費の内容が明記されている内訳書
- (2) システム設置住宅の位置図
- (3) システム設置前の住宅の現況写真。
システム付住宅については、システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
- (4) 芸西村における課税及び納付状況調査に係る同意書(様式第2号)
- (5) 村外に住所を有する方は(4)に代えて、完納証明書及び住民票の写し(3ヶ月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (6) 自己所有でない住宅に居住する方がシステムを設置する場合は、住宅の所有者の承諾書(様式第3号)
- (7) その他村長が必要と認める書類
- (8) 申請者以外の代理人により手続を行う場合は、委任状(様式第4号)

【補助金交付の決定及び通知】

補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付（不交付）を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）または不交付決定通知書（様式第6号）により通知します。

【計画の変更等】

補助金の交付決定を受けた方（補助事業者）は、計画の内容を変更、または中止しようとする場合には、あらかじめ変更等承認申請書（様式第7号）を提出してください。変更等承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更等承認通知書（様式第8号）により通知します。

【実績報告】

補助事業者は事業完了日から30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) システム設置に係る領収書の写し
システム付住宅については、システム設置に係る費用を負担したことを証する書面
- (2) 電力事業者と締結された電力受給契約書の写し
- (3) システムの竣工検査の試験記録の写し
- (4) 住民票の写し(3か月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (5) システム付住宅以外は、当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
- (6) その他村長が必要と認める書類

【交付額の決定】

実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が適正であると認められたときは、補助金の交付の額を決定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、補助対象者に通知します。

【補助金の請求及び交付】

補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第 11 号）を提出してください。請求書に指定された口座に決定された金額が振り込まれます。

【補助金の返還等】

補助対象者が、次のいずれかに該当すると認められときは、補助金の交付決定の取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。

- (1) 芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金要綱による手続きを履行しないとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用し、または使用しようとしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 年度内に補助事業の完成が困難と判断したとき。

【対象システムの設置後】

○補助対象者は、システムの法定耐用年数（17 年）の期間内において、システムを処分するときは、あらかじめ財産の処分に関する承認申請書（様式第 12 号）を提出し、その承認を受けなければなりません。なお、天変地異その他補助対象者の責に帰さない理由により、当該システムがき損、または滅失したときは、その旨を報告しなければなりません。

○設置後、必要により売電量及び買電量、使用状況等の報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。